

令和8年3月25日

労務費等を明示した工事費内訳書の提出について

令和7年12月12日施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下、「入契法」という。)に伴い、南国市が入札案件により発注する建設工事における工事費内訳書の提出について、以下のとおり取り扱うこととします。

1. 工事費内訳書の様式の変更について

令和8年4月1日以降の入札案件の公告及び指名通知から、以下の項目を追加した工事費内訳書の様式(別紙のとおり)を提出してもらうこととなります。

- ・直接工事費のうち材料費
- ・直接工事費のうち労務費
- ・現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額(現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む))
- ・現場管理費のうち建退共制度の掛金(建設業退職金共済制度の掛金)
- ・工事原価のうち安全衛生経費(労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費)

2. 対象工事

労務費等を追加した工事費内訳書の提出は、令和8年4月1日以降の入札案件の公告及び指名通知を行う全工事を対象とします。

3. 工事費内訳書の労務費等の記載について

(1) 材料費、労務費について

以下の項目を必須とします。

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種 ・ 単位施工単価の工種

- ・ 労務費について、必須項目以外の工種に掛かる労務費は計上しなくてよい。
- ・ 市場単価方式や標準単価方式など必須項目の工種がない設計書等により、すべてを計上できない場合は、工事費内訳書の労務費等の該当項目欄に「算出不能」、「計上不可」等、その旨が分かるように記載してください。

(2) 法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費について

- ・国土交通省が策定した「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を参考にしてください。
- ・工事費内訳書に明示された法定福利費は、高知県が発出しています「法定福利費を明示した工事費内訳書について（通知）」（令和5年3月15日付け4高土政第1436号土木部長通知）に基づき、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額（以下「法定福利費概算額」という。）と比較し、適切に計上されていることを確認します。

$$\text{「法定福利費概算額」} = \text{予定価格} \times \text{法定福利費の割合}$$

4. 入札時の工事費内訳書の取扱いについて

労務費等の提出は、入契法第12条の趣旨を踏まえたものですが、入札段階で記載漏れ等があった場合の契約上の取扱いに法令上の規定はないため、工事費内訳書の労務費等の記載漏れ等については、暫定的に無効としないこととします。

ただし、落札予定者が提出する工事費内訳書については、「1. 工事費内訳書の様式の変更について」で示した様式の工事費内訳書又はこれに準じたものの提出を求めます。